**３　交付申請にあたっての誓約**

（申請にあたり、次の事項を確認のうえ、下記３つの□にレを記入してください。）

**（要綱に関する事項）**

**□　新潟市障がい福祉サービス事業所等燃料費高騰対策支援金交付要綱の内容をすべて確認し、承諾しました。**

要綱一部抜粋

（検査及び報告）

第７条　市長は、必要があると認めるときは、申請者から報告若しくは資料の提出を求め、又は、職員に申請者の事務所及び障がい福祉サービス事業所等に立ち入らせ、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者へ質問させるものとする。

２　申請者は、検査及び報告等の求めがあったときは、これに応じなければならない。

（関係書類の整備及び保存）

第１０条　支援金の交付決定を受けた者は、支援金に係る書類を備え、交付の決定を受けた日の属する会計年度の終了後５年間保存しておかなければならない。

**（暴力団排除に関する事項）**

**□　私（当法人・当団体）は、次のいずれにも該当しません。**

（１）暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成２４年新潟市条例第６１号。以下「条例」と

いう。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

（２）暴力団員（条例第２条第３号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

（３）役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者をいい、法人以外の団体である場合は代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員であるもの

（４）暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与しているもの

（５）自己又はその属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は

第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているもの

1. 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積

極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与しているもの

1. その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するもの

**□　上記誓約事項の確認のため、関係書類にある個人情報をもとにして、新潟県警察本部に照会が行われる場合があることに同意します。**

※　市では、条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、支援金等申請者に暴力団等ではない旨の誓約をお願いしています。